

## 富良野市社会福祉協議会ホームヘルプステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会が開設する富良野市社会福祉協議会ホームヘルプステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問介護の事業及び総合事業 訪問型サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの介護福祉士及び訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び総合事業訪問型サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富良野市社会福祉協議会ホームヘルプステーション
- (2) 所在地 富良野市住吉町 1 番 28 号富良野市地域福祉センター「いちい」内

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。（指定訪問介護と総合事業 訪問型サービスを兼務）

- (1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び業務の管理を行う。

- (2) サービス提供責任者 2名（1級課程修了者、介護福祉士）

サービス提供責任者は、次の業務を行なう。

- ① 訪問介護及び総合事業 訪問型サービスの利用申込みにかかわる調整
- ② 訪問介護計画及び総合事業 訪問型サービス計画の作成
- ③ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する
- ④ サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有など居宅介護支援事業者等との連携を図る

- ⑤ 訪問介護員に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに利用者の状況についての情報を伝達する
- ⑥ 訪問介護員の業務の実施状況を把握する
- ⑦ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する
- ⑧ 訪問介護員に対する研修、技術指導を実施する
- ⑨ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する

(3) 訪問介護員等 1. 5名以上  
(介護福祉士・1級課程修了者・2級課程修了者)

訪問介護員などは、指定訪問介護及び総合事業 訪問型サービスの提供にあたり、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(日曜日は休)

(2) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。

事業所受付時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護及び総合事業 訪問型サービスを提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の確認により その1割から3割の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第8条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び総合事業 訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) ステーションから、片道おおむね 20km以上 400円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富良野市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2日

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所はサービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこととする。やむなく身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続に向けた取り組みについて)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(ハラスメントの防止)

第14条 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から次の条項を変更する。(第 4 条(職員の職種、員数、及び職務内容)(3) 訪問介護員等の一部、第 5 条(営業日及び営業時間)の一部)
- 3 この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から次の条項を変更する(第 4 条(職員の職種員数、及び職種内容)
- 4 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正により 次の条項を変更する。第 1 条(事業の目的) 指定介護予防訪問介護を追加。第 4 条(職員の職種、員数、及び勤務内容) 指定訪問介護と指定介護予防訪問介護を兼務する内容を追加。サービス提供責任者の業務内容。訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成について。第 6 条(訪問介護の内容及び利用料等) 指定介護予防訪問介護を追加
- 5 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から 第 1 条(事業の目的)等 指定介護予防訪問介護を総合事業訪問型サービスへ変更する
- 6 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から次の条項を変更する。(第 4 条(職員の職種、員数、及び職務内容)(3) 訪問介護員等の員数 12 名を 11 名とする
- 7 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から次の条項を変更する。(第 4 条(職員の職種、員数、及び職務内容)(3) 訪問介護員等の員数 1. 5 名以上と記載方法の変更
- 8 この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から次の事項を変更する。  
第 10 条(衛生管理等)を追加。  
第 11 条(虐待の防止のための措置に関する事項)を追加。  
第 12 条(身体拘束等の禁止)を追加。  
第 13 条(業務継続に向けた取り組みについて)を追加。  
第 14 条(ハラスメントの防止)を追加。